

大口町廃棄物減量等推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年大口町条例第7号）第10条の規定に基づき、大口町廃棄物減量等推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 一般廃棄物処理計画の策定に関すること。
- (2) 廃棄物の減量、再利用等の推進に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 地区区長の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に定める者のほか、特に町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等の選任)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

(会長等の任務)

第7条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて召集する。

ただし、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(書面審議)

第9条 前条第1項本文の規定にかかわらず、会長は会議を召集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、まちづくり部環境対策室において処理する。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町廃棄物減量等推進協議会設置要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月31日 大口町告示第12号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月27日 大口町告示第94号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日 大口町告示第46号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月25日 大口町告示第136号)

この要綱は、告示の日から施行する。